

市長提出議案 審査報告

危険鳥獣対応時の報酬額の設定／消防団の休団制度導入／アリーナ等の照明設備・スポットエアコン使用料の有料化

第6号 危険鳥獣対応時の 鳥獣被害対策実施隊員への 報酬額の追加設定

ここでは、主な市長提出議案（予算に関する議案以外）の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

市鳥獣被害対策実施隊員が危険鳥獣への対応を行った場合の報酬額を新たに設定するもの。

市鳥獣被害対策実施隊員が危険鳥獣への対応を行った場合の報酬額を新たに設定するもの。

当該対応に従事した時間が①2時間未満のときは3,600円。②2時間以上4時間未満のときは7,200円。③4時間以上のときは1万4,400円とする。

令和7年9月1日に緊急銃猟制度が施行された。この制度により、各市町村長が危険銃猟の捕獲に関する判断を行えるようになった。

その一方で、ツキノワグマなどの危険鳥獣への対応業務は危険性が高く、状況によっては長時間にわたる対応が求められることがある。そのため、それらに見合った報酬額への見直しが求められていた。

今回の報酬額については、県内の市町村

の事例を参考にした上で、市鳥獣被害対策実施隊と協議を行い、適切な額を設定した。

鳥獣被害対策実施隊の総会員数及び緊急銃猟への対応可能な隊員数について問う。

令和8年3月時点で総会員数は27名であり、対応にあたってはそこから5名程度を基本としているが、場合によっては8～10名が必要となる場合も想定し、臨機応変に対応する。なお、全ての実施隊員が対応可能である。

市 議員

第9号 消防団員の 休団制度の導入

消防団員がやむを得ない事情により、一定期間、消防団活動が困難となる場合に対応するため、新たに休団制度を導入するもの。

今回の消防団設置等に関する条例の一部改正は、①3年を超えない範囲内で団員の身分を有したまま消防団活動を休止することができるとの改正、②本団部長職を現在の8名から3名に変更する改正となっている。

第14号 スポーツアリーナそうま 松川浦スポーツセンター体育館 照明設備使用料などの有料化

電気料金の高騰や他自治体の状況を考慮し、スポーツアリーナそうま及び松川浦スポーツセンター体育館の照明設備使用料を有料化するために改正するもの。

併せて、スポーツアリーナそうま第二体育館に導入されたスポットエアコンの使用料を新たに定める。

なお、照明設備使用料については、令和8年10月1日から、スポットエアコンの使用料については、令和8年4月1日から施行する。

市 議員

他市町村の休団制度規定の状況について問う。

南相馬市や宮城県石巻市で制定している。

【利用金額】

○スポーツアリーナそうま第一体育館

アリーナ照明設備	全面利用	全点灯	1時間につき 2,100円
柔・剣道照明設備			1時間につき 400円
弓道場照明設備			1時間につき 80円

○スポーツアリーナそうま第二体育館

アリーナ照明設備	全面利用	全点灯	1時間につき 2,100円
軽運動場照明設備			1時間につき 100円
スポットエアコン			1時間につき 100円

○松川浦スポーツセンター体育館（専用利用のみ）

体育館照明設備	全面利用	全点灯	1時間につき 600円
---------	------	-----	-------------

※（全点灯時の額）×（利用面積÷全面利用面積）×（照明設備点灯割合）で算出する。
※個人利用の場合の照明設備使用料は無料。
ただし、照明設備の利用区分は4分の1面未満で、2分の1点灯以下とする。